国民年金だより

お「ねんきん月間」ですり 11月は

平成17年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性を、日本人の平均寿命は男性と、日本人の平均寿命は男性と、日本人の生活。あなたはなっています。誰にでも訪れなっています。

の収納対策を推進するもので 理解を求め、 や保険料の納付義務について めに公的年金制度の加入意義 ビス提供の充実を図るととも 録の提供や年金相談等のサー 広報と連動して、年金加入記 れました。年金制度の周知・ 解と信頼を得るために設けら 認識し、年金制度に対する理 金制度の意義や役割を正しく 切なものとして考え、公的年 に国民の年金権を確保するた 一人一人が、年金を身近で大 「ねんきん月間」は、国民の 国民年金保険料

給しているあなた、いま年金長い間働いて現在年金を受

みませんか。 た切なものとして、見つめて ま主人公はあなた自身です。 も主人公はあなた自身です。 なた。役割はそれぞれ違って がら加入しようとしているあ

に送付します。 上旬又は、平成20年2月上旬金保険料の控除証明書を11月 控除証明書と同様に、国民年 生命保険会社等が発行する

に納付した国民年金保険料のに納付額を証明書には、1月から9 月までの間に納付された国民年金保険料額(口座振替者は年金保険料額(口座振替者はら月1日引き落とし分まで。)と、年内に納付が見込まれると、年内に納付見込額を記載して出ます。

行うまで大切に保管してくだ必要となりますので、申告をは、この証明書や領収証書がは、この証明書や領収証書が

10月から12月までの間に、10月から12月までの間に、

告することができます。
とれた方がその保険料額を申の適用になりますので、納付付した時も、社会保険料控除付した時も、社会保険料を納

※証明書及び領収証書を紛失された場合は、高知西社会保険事務所(■875-1717)までご相談くださり。

お知 年金相談のお知らせ 休日・時間外の

11月12日(月)は、県内4つ第2月曜日は19時まで

で延長しています。 で延長しています。 の社会保険事務所において、

で延長しています。 (月)・26日(月)についても、 (月)・26日(月)についても、 所では、11月5日(月)・19日 がない。高知東社会保険事務

○第2土曜日は年金相談日○第2土曜日は年金相の社会保険事務所において、の村会保険事務所において、

4

①父母 ②孫右記3以外の

③祖父母

日までです。 請求期間は平成20年3月31 お済みですか?

に請求してください。
対象者で未請求の方は早めを受ける権利が消滅します。
律の規定により、特別弔慰金

戦没者の死亡当時のご遺族対 象 者

族お一人。 で、平成17年4月1日においで、平成17年4月1日におい

8

1 弔慰金の受給権者

2

戦没者等の子

3 ①父母 ②孫 ③祖父母

(戦没者等と生計関係を

5 右記1~4以外の三親等④兄弟姉妹

係を有していた方に限ら引き続き1年以上生計関(戦没者等の死亡時まで内の親族

支給内容

れます。)

名国債 10年償還の記

請求・問い合わせ

■ 893-3810 (すこやかセンター伊野内)

■ 867-2312 ■ 893-3810

■ 869-2114 本川総合支所ほけん福祉課